

島根県スキー連盟報奨金交付規程の改正

令和 6 年 9 月7日改正

改正	改正前																						
第3条 報奨金交付の対象となる大会及び報奨金の額は、次のとおりとする。 ただし、シーズン中2大会以上で該当する場合は、最上位大会の報奨金を交付する。その最上位大会で2種目以上該当する場合は、最上位1種目の区分の報奨のみを交付する。 (1) 国民スポーツ大会、全日本スキー選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会、全国高等学校選抜スキー大会、JOC ジュニアオリンピックカップスキー大会、全日本学生スキー選手権大会 <table border="1"> <tr> <td>8位以内入賞</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>上位30位以内かつ30%以内</td><td>7万円</td></tr> <tr> <td>上位50位以内かつ50%以内</td><td>5万円</td></tr> </table> (2) 全日本スキー技術選手権大会、全日本スノーボード技術選手権大会 <table border="1"> <tr> <td>8位以内</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>30%以内</td><td>7万円</td></tr> <tr> <td>50%以内</td><td>5万円</td></tr> </table> (削除)	8位以内入賞	10万円	上位30位以内かつ30%以内	7万円	上位50位以内かつ50%以内	5万円	8位以内	10万円	30%以内	7万円	50%以内	5万円	第3条 報奨金交付の対象となる大会及び報奨金の額は、次のとおりとする。 ただし、シーズン中2大会以上で該当する場合は、最上位大会の報奨金を交付する。その最上位大会で2種目以上該当する場合は、最上位1種目の区分の報奨のみを交付する。 (1) 国民体育大会、全日本スキー選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会、全国高等学校選抜スキー大会、JOC ジュニアオリンピックカップスキー大会、全日本学生スキー選手権大会 <table border="1"> <tr> <td>8位以内入賞</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>上位30位以内かつ30%以内</td><td>7万円</td></tr> <tr> <td>上位50位以内かつ50%以内</td><td>5万円</td></tr> </table> (2) 全日本スキー技術選手権大会 <table border="1"> <tr> <td>決勝進出</td><td>5万円</td></tr> </table> (3) 全日本スノーボード技術選手権大会 <table border="1"> <tr> <td>決勝進出かつ30%以内</td><td>5万円</td></tr> </table>	8位以内入賞	10万円	上位30位以内かつ30%以内	7万円	上位50位以内かつ50%以内	5万円	決勝進出	5万円	決勝進出かつ30%以内	5万円
8位以内入賞	10万円																						
上位30位以内かつ30%以内	7万円																						
上位50位以内かつ50%以内	5万円																						
8位以内	10万円																						
30%以内	7万円																						
50%以内	5万円																						
8位以内入賞	10万円																						
上位30位以内かつ30%以内	7万円																						
上位50位以内かつ50%以内	5万円																						
決勝進出	5万円																						
決勝進出かつ30%以内	5万円																						